

入札への参加を希望される建設業者の皆様へ

長崎県土木部建設企画課

下記の項目に該当する場合、別途 電子入札システムの手続きも必要です。

	項目	手続き方法
	初めて電子入札を利用	建設企画課へ紙申請必要 (申請していない場合、原則入札無効)
	入札参加資格審査随時申請後、電子入札を利用	
	代表者名変更	
	営業所長名変更	
	商号名称変更	
	営業所名変更	
	住所変更	建設企画課へ紙申請必要
	電話番号変更	電子入札システム上で 変更必要
	メールアドレス変更	

具体的な手続き方法・様式については、「長崎県建設工事（建設関連業務委託）電子入札」のホームページ内の「電子入札参加申請（新規・変更）」をご覧ください。「長崎県電子入札ヘルプデスク」へお問い合わせください。

「電子入札システムの操作・手続きの方法等」へのお問い合わせ先

長崎県電子入札ヘルプデスク

TEL : 0570-099-037

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝日を除く）

ホームページ：<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~e-nyusatu/>

【注意】入札案件に対する具体的な質問（工事の内容等）については、ヘルプデスクではお答えできませんので、各発注機関へお問い合わせください。

【はじめて入札に参加される方へのお知らせ】

(1) 電子入札の利用者登録はお済みですか？

長崎県が発注する建設工事の多くは、電子入札で行われます。この電子入札に参加ご希望の方は、パソコン等の準備に加え、利用者登録()を行う必要がありますので、建設企画課へ利用者登録の申請を行ってください。

なお、利用者登録が行われていない場合、電子入札の案件には指名されませんので、十分ご注意ください。

利用者登録は1度だけで、毎年行う必要はありません。ただし、登録した情報に変更があった場合は、随時、変更を行う必要があります(後述の(2)参照)。

【以下は利用者登録がお済みの方へのお知らせ】

(2) 代表者、会社名、住所等に変更があった場合、電子入札の変更手続きはお済みですか？

代表者、会社名、住所等に変更があった場合、利用者登録の情報を変更するため、地方機関へ提出する建設業法上の届出とは別に、民間認証局への申請と建設企画課へ申請が必要になる場合がありますので、変更の内容に応じた所定の変更手続きを行ってください。

なお、変更手続きを行わず、事実と異なる利用者登録情報のまま行った入札は無効となる場合があるため、十分ご注意ください。

(3) ICカードの有効期限は切れていませんか？

有効期限が切れているICカードでは、電子入札に参加することができませんので、有効期限が途切れないように、新たなICカードを取得し、利用者登録を行ってください。

なお、登録されているICカードの有効期限が切れている場合、電子入札の案件には指名されませんので、十分ご注意ください。

(4) 入札参加資格を再度取得した場合、電子入札の利用者登録申請はお済みですか？

一度入札参加資格を失った後に、再度入札参加資格を取得した場合は、建設企画課へ利用者登録の申請が必要になります。

申請を行わず、利用者登録が行われていない場合、電子入札の案件には指名されませんので十分ご注意ください。

系列会社についての届出

(届出内容に変更がある場合は「変更届出書」を提出願います)

1. 同一の入札では系列会社同士の参加は認めていません

長崎県は、平成18年4月1日以降、系列会社に該当する複数の者の同一入札への参加を認めていません。

- ・ 一般競争入札の場合は、自主的に1社のみ応募して下さい。もし系列会社該当業者が、複数同一入札に参加した場合は、その者のした入札は無効となります。
- ・ 指名競争については県が1社のみを指名します。

2. 系列会社として見なす基準は、以下のとおりです

以下のいずれかに該当する二者(共同組合と組合構成員の関係も対象)以上の場合。

1) 資本的關係

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的關係

役員の兼任等(但し、監査役を除く)

3) 複合的關係

上記、1)2)が複合して該当する二者以上の場合。

3. 系列会社についての届出書・変更届出書の提出のお願い

(届出書)

長崎県の建設工事の入札参加資格を有する全ての企業は、平成17年度に、「系列会社についての届出書」を提出済みですので提出不要です。

ただし、平成18年度以降、新たに入札参加資格申請を行う(届出書未提出)企業は、「系列会社についての届出書」を提出して下さい。

(変更届出書)

届出書の提出以後に、内容変更、又は解除が生じた場合は、2週間以内に「系列会社についての変更届出書」を提出して下さい。(提出していない場合は速やかに提出して下さい)

系列会社の考え方、具体事例、届出書様式、記入例等は、長崎県土木部のホームページからダウンロードできます。

4. 届出書提出(郵送)先

長崎県土木部 建設企画課 公共工事契約指導班
(〒850-8570 長崎市尾上町3-1 TEL095-894-3027)

提出がない場合や、虚偽の記載をした場合、指名停止措置の対象となる場合がありますので、十分確認の上、必ず提出して下さい。